

企画趣旨

横溝 大

多国籍企業を始めとした企業の国境を越える活動が生じさせる人権侵害・環境汚染等の様々な問題については、従来指摘されて来たところであるが、近時、その被害の深刻化や、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」の採択により、さらに一層取り上げられ、対応策が論じられるようになっている。そこでは、民事訴訟や仲裁における被害者の救済と企業への責任追及の可能性が論じられると共に、企業の国境を越える取引活動の変容や、それをも念頭に置いた（国際機関や業界団体も含めた）利害関係者による適切な規整のあり方といった点が検討されている。このような状況を踏まえ、本特集では、国境を越える様々な企業活動に対応した公益実現のあり方の可能性と限界について、学際的観点から検討を行うこととした。

本特集における問題意識は大きく2つに分かれます。第一に、被害者救済の実効的なあり方、すなわち紛争解決手続についてである。この点、ビジネスと人権に関する紛争¹⁾に対応した国際民事訴訟のあり方については、国際裁判管轄や準拠法を巡り立法論上の議論も進行しているところであるが²⁾、ここでは、これまで十分に検討されていないそれ以外の局面、すなわち、人権デュー・ディリジェンスに関する国境を越える紛争についての現行抵触法上の取扱い（加藤紫帆論文）、人権侵害への救済としての国際商事仲裁（横溝大論文）、公益を追求する手段としてのクラス仲裁（会沢恒論

文）、投資仲裁におけるグローバル企業の責任追及（伊藤一頼論文）、という問題を扱う。

より具体的には、加藤論文は、人権遵守条項を含む契約を巡る紛争や、人権デュー・ディリジェンスを義務化する法の抵触法上の取扱いを検討し、人権デュー・ディリジェンスの促進に関する抵触法の役割を検討する。また、横溝論文は、2019年12月に公表された、「『ビジネスと人権』仲裁に関するハーグ・ルール」を分析・検討することにより、人権侵害への救済としての仲裁の有用性と問題点について検討する。さらに、会沢論文は、米国を代表する仲裁機関の一つであるアメリカ仲裁協会が2003年に整備した、クラス仲裁に関する仲裁規則を分析すると共に、連邦最高裁の非好意的な態度と企業側の近時の対応を確認し、公益追求の手段として導入されたクラス仲裁を巡る動向から引き出される示唆について考察する。そして、伊藤論文は、投資協定においてグローバル企業の違法性や責任を追及する手法として、投資受入国が投資家に対し、反対請求を行うことと過失相殺を主張することの2点を取り上げ、仲裁事例を分析しつつ問題点について考察する。

第二に、国境を越える企業活動の変容とそれへの対応としての新たな規整手法の展開（及び既存の規整手法の衰退）についてである。本特集では、この問題に、グローバル・バリューチェーンのガバナンスにおける規範の役割（内記香子論文）、

1) ここでは「ビジネスと人権に関する紛争」を、ビジネス活動により人又は集団に対してなされる、環境権を含む人権侵害に関する紛争という意味で用いる。「ビジネスに関する人権侵害に基づく請求」の範囲を明確に定義することの困難については、拙稿「『ビジネスと人権に関する指導原則』と抵触法」ジュリ1560号（2021年）39頁、42頁。

2) 拙稿・同上参照。